

大和市立つきみ野中学校 PTA 細則

第1章 役員候補者指名に関する規程

第1条 大和市立つきみ野中学校PTA役員候補者（以下候補者という）の指名に関しては、この規程に定める所による。

第2条 役員と会計監査の選出をするために、役員候補者指名委員会（以下指名委員会とする）を設ける。

2 初回の召集は会長が行い、正・副委員長を互選により選出する。

第3条 指名委員会は次の構成による。

- (1) 約8名を目安とする。
- (2) 教職員から1名以上

第4条 指名委員会はそれぞれの役員および会計監査について、候補者を選考し指名する。

第5条 指名委員会は候補者の同意を得た上、会長に報告するとともに運営委員会で報告し承認を得るものとする。

第2章 常置委員会の選任に関する規程

第6条 委員はすべて互選により選出する。

第7条 委員の定数は次の通りとする。ただし選出委員数の増減は必要に応じて運営委員会で報告し承認を得るものとする。

- (1) 3学年委員 約8名を目安とする。
- (2) 広報委員 約8名を目安とする。
- (3) 企画委員 約20名を目安とする。
- (4) 校外指導委員 各地区から2名とする。

*地区は以下の通りとする。

●公所	●つきみ野 1～4 丁目・学区外	●内山（中央林間 6～9 丁目）
●山谷・宿	●つきみ野 5～8 丁目	●中央林間（2～5 丁目）

第3章 特別委員の選出に関する規程

第8条 特別委員（デジタル委員）は会員の中から互選により選出する。約5名を目安とする。

2 選出の学年構成や数の増減については、必要に応じて運営委員会で報告し承認を得るものとする。

第9条 特別委員（バレーボール実行委員）は会員の中から互選により選出する。約9名を目安とする。

2 選出の学年構成や数の増減については、必要に応じて運営委員会で報告し承認を得るものとする。

第10条 特別委員（周年記念事業実行委員）は運営委員会の承認を得て設置し、要項を定める。

第4章 慶弔、研修、交通、交際に関する規程

第11条 本会は、会員および生徒が死亡した場合、次のように弔意を表する。（1）会員の死亡の場合 5,000円

（2）生徒の死亡の場合 5,000円

（3）その他特別の事情を生じた場合は、会長は状況に応じ、運営委員会で報告し承認を得るものとする。

第12条 本会は、学校職員の転退職の場合、次の餞別を贈る。

（1）在職年数 3年以上 5,000円

（2）在職年数 5年以上 7,000円

（3）在職年数 7年以上 10,000円

（4）その他特別の事情を生じた場合は、会長は状況に応じ、運営委員会で報告し承認を得るものとする。

第13条 本会は、部活動もしくはそれに準ずる活動で、個人もしくは団体が優秀な成績を修めた場合、賛助金を贈る。

	部活（校内）	部活（校外）
関東	一人当たり 5 千円（上限 10 万円）	一人当たり 3 千円

全国（JOC）含む	一人当たり 1 万円（上限 10 万円）	一人当たり 5 千円
-----------	----------------------	------------

*あくまでも、学校名で出場しているものに限る。文化部もこれに準ずる。

第 14 条 本会の業務遂行上、会長の要請により、出張した場合の旅費の実費を支弁する。
ただし、その他特別の事情を生じた場合は、会長は状況に応じ、運営委員会で報告し承認を得るものとする。

第 5 章 役員の任期に関する規程

第 15 条 役員の任期は会計年度と同一とし、翌年度の総会までは、旧役員は新役員に協力する。

第 6 章 事務局・事務職に関する規程

第 16 条 本会の業務遂行を公正、民主的に行うために P T A 専属の事務職員を雇用することもできる。職員の雇用は運営委員会の承認を経て会長がこれを行うものとする。その場合、本会の事務局は会長を長とし、役員（副会長、書記、会計）および P T A 専属職員をもって構成する。

2 P T A 専属事務職員の人件費（P T A 雇員の給与）については、P T A 運営費より手当を支給することができる。

3 P T A 専属事務職員の雇用は、1 年毎の契約更新制とし、別に定める P T A 専属事務職員雇用規定によるものとする。

第 17 条 P T A 専属事務職員の雇用契約の解約については、その学期内に於いて、他に影響を及ぼさぬよう配慮し、迅速、且つ正確に職務の引継ぎを完了するものとする。

付 則

本細則は、平成 元年 4 月から実施する。

本細則は、平成 3 年 4 月 一部改正し実施する。（第 5 条改正 地区割）

本細則は、平成 6 年 12 月 一部改正（追加）し実施する。（第 4 章第 12 条追加）

本細則は、平成 9 年 3 月 改正（追加）し実施する。（第 5 章第 12 条、13 条）

本細則は、平成 12 年 1 月 改正し実施する。（第 1 章第 3 条、第 2 章第 6 条、7 条）

本細則は、平成 13 年 1 月 一部削除し実施する。〔第 1 章第 3 条(2)〕

本細則は、平成 15 年 1 月 改正（追加）し実施する。（第 3 章第 8 条）

本細則は、平成 16 年 11 月 改正（追加）し実施する。

〔地区割 第 2 章 7 条(4)(5) 第 3 章第 8 条(4)〕

本細則は、平成 20 年 12 月 一部改正し実施する。〔第 2 章第 7 条（1）
（2）〕

本細則は、平成 21 年 12 月 一部改正し実施する。〔第 3 章第 8 条（1）委員会
名〕

本細則は、平成 24 年 1 月 改正（追加）し実施する。〔地区割 第 2 章 7 条
(4)〕

本細則は、平成 24 年 12 月 改正（追加）し実施する。〔第 3 章第 9 条、第 4
章第 12 条〕

本細則は、平成 27 年 3 月一部改正（追加）し実施する。〔第 3 章第 1 2 条〕

本細則は、平成 29 年 5 月一部改正（削除・追加）し実施する。〔第 5 章第 14
条〕〔第 1 章第 2 条、第 3 条、第 5 条、
第 7 条（5）〕

本細則は、平成 30 年 5 月一部改正し実施する。〔第 4 章第 11 条（1）〕

本細則は、2019 年 3 月一部改正し実施する。

〔第 1 章第 3 条、第 2 章第 7 条（1）～（4）、第 3 章第 8 条、9 条、第 4 章 10 条、
11 条（4）、13 条、地区一覧表削除〕

本細則は、令和元年 10 月一部改正し実施する。〔第 3 章第 10 条を追加〕

本細則は、令和 5 年 12 月一部改正し実施する。

〔第 2 章第 7 条を修正・追加・削除 第 3 章 8 条、9 条を修正〕